

各 位

## 職員による不祥事件発生のお詫びについて

このたび、当組合におきまして不祥事件が判明いたしました。社会的、公共的な役割を担う農業協同組合として、お客様、組合員、利用者をはじめ、地域の皆様ならびに関係各位には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

なお、このたびの不祥事件を厳粛に受け止め、実効性のある再発防止策を策定し実践するとともに、役職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

### 1. 不祥事件の概要

当組合の職員 当事者 1 及び当事者 2 が、それぞれ取り扱った共済契約において、契約手続にあたり、「重要事項の説明・交付」「意向把握・意向確認」を契約者に対して直接行うことなく、契約者の親族に対して行っていた契約がある事が、令和 4 年 12 月 8 日に判明いたしました。

なお、該当の契約は、平成 21 年 4 月から平成 28 年 7 月までの期間において、お客様 4 名、8 契約が判明しております。

### 2. お客様への対応

契約の対象となったお客様に対して、お詫びと経過・状況説明を申し上げるとともに、ご契約にかかる対応をご相談してまいります。

### 3. 関係機関への届出・相談

行政庁（岐阜県）、岐阜県農業協同組合中央会等連合会への届出をしております。

### 4. 今後の対応

今回不祥事件の発生を役職員一同深く反省するとともに、内部管理態勢の強化とコンプライアンス意識の更なる向上を図り、再発防止策の策定と確実な実践に取り組み、一日も早い信頼回復に全力を尽くす所存でございます。

また、当事者および関係役職員の処分についても厳正に実施いたします。

令和 4 年 12 月 28 日  
西美濃農業協同組合  
代表理事組合長 小林 徹

<本件に関するお問い合わせ窓口>

西美濃農業協同組合 本店 総合企画部長 電話（0584）71-9170（総合企画部リスク管理課受付）

※土日祝日を除く 9：00～17：00